

休日における学校部活動を段階的に地域に移行します！



○学校の部活動をなぜ地域に移行するのか？

部活動は、生徒の体力や技術を向上させ、責任感や連帯感を育成し、達成感を獲得させるなど、生徒の人間形成に寄与し、多様な生徒の活躍の場として長年にわたり大きな役割を担ってきました。

しかし、活動したい部活動が設置されていない、あるいは新たに部を設置できないといった課題や少子化による部員数の減少により学校単独でチームを編成できないといった問題が新たに生じております。また、活動経験のない教員にとっては、部活動指導は大きな負担であり、教員の長時間勤務の要因となっているのが実態であるため、もはや学校だけでは解決できない課題となっております。

そこで、地域において持続可能で多様な環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保するとともに、教員の働き方改革を推進するため、部活動の地域移行が叫ばれるようになってきました。

本町においても、生徒にスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進するため、学校の部活動を段階的に地域に移行したいと考えております。

「部活動の地域移行とは？」

今まで教員が受け持っていた部活動の指導を地域のスポーツクラブや民間企業、競技団体などに移行する改革のことをいいます。

国は、休日における部活動を段階的に地域に移行することを方針としており、令和5年から令和7年度までの3年間で「改革集中期間」としました。

本県では、「とちぎ部活動移行プラン～公立中学校の部活動を地域クラブ活動へ～」が策定され、休日における学校部活動の地域移行を進める計画をプランに位置づけ、下記のとおり「計画期間」と「基本目標」、「活動目標」が示されました。

【計画期間】 令和5年度から令和7年度までの3年間

【基本目標】 「生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組みます。」

【活動目標】 「令和7年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指します。」

本町においては、国や県が示す期間や目標を参考としつつ、地域の実情に応じて、休日の部活動を実施可能な部活動から地域に移行してまいります。

「休日における学校部活動の地域移行全体像」

	学校部活動【平日】	地域クラブ活動【休日】
位置づけ	学校教育の一環	社会教育
運営主体	学校	総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体
指導者	教員、部活動指導員	地域指導者 ※教員も兼職兼業により地域指導者になることが可能
費用	部活動運営費、保護者会費等	一部の費用を除いて受益者負担
保険	災害共済給付	各種保険等

◎野木町学校部活動の地域移行検討協議会について

本町では、令和6年度以降の休日における学校部活動の地域移行を段階的に進めるために、検討協議会を設置いたしました。概要は下記のとおりです。

「検討協議会」の概要

- ・ 構成委員：野木町教育委員会より教育次長、こども教育課長、生涯学習課長
野木中学校・野木第二中学校より学校長、PTA 会長
野木町よりスポーツ協会代表者、総合型スポーツクラブ代表者、文化協会代表者
その他教育委員会が必要と認める者
- ・ 所掌事務 (1) 指導や大会等の引率を担う地域人材及び運営団体の確保等に関する事項
(2) 活動施設の確保等に関する事項
(3) 費用負担に関する事項
(4) その他学校部活動の地域移行後における必要な事項

7月4日(火)には、第1回の検討協議会を開催し、栃木県教育委員会事務局下都賀教育事務所より職員をお招きして部活動の地域移行の説明を受け、今後の方向性等について協議を行いました。詳細につきましては、確定しましたら後ほどお知らせいたします。

Q&A 学校部活動の地域移行

Q1 令和6年度から、学校の部活動はなくなってしまうのですか？

A1 結論から言いますと、学校の部活動はなくなりません。令和6年度から、休日の部活動を徐々に地域に移行していきますので、平日は今まで通り、学校の教員が顧問として部活指導にあたります。

Q2 休日だけ地域に移行するのですか？

A2 将来的には平日を含めた地域移行を目指しますが、まずは休日の地域移行を進め、状況に応じて、平日の地域移行にも取り組んでいきます。休日の地域移行の成果と課題を検証して、平日の地域移行を進めていきたいと考えております。

Q3 教員の兼職兼業とは何ですか？

A3 勤務校の校長の了承と服務を監督する市町教育委員会の兼職兼業の許可を得ること、教員も地域指導者になることができます。地域指導者となって指導にあたる場合は、報酬を受けて従事することになります。なお、教員の兼職兼業は個人の希望制であり、依頼をすることはできません。兼職兼業については、細かな確認事項と所定の手続きがありますので、後日、お知らせいたします。

Q4 休日の活動が地域移行となった場合の保護者の費用負担はどうなりますか？

A4 現在の学校部活動において、ユニホームや用具等の費用、交通費、大会参加費、保護者会費などは保護者が負担しております。地域移行になった場合も、これら費用は保護者負担で変更はありません。今後、さらにかかる費用については、クラブ会費、指導者への謝金、会場使用料、傷害保険料等が考えられ、保護者負担が基本となります。

学校や家庭、地域と協力して学校部活動の地域移行を進めてまいりますので、皆様の御理解・御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

